

【郵送用】戸籍証明書等の交付請求書

請求者（送り主）※代理人が請求する場合は代理人が請求者になります（委任状必要）			
住所 (住民票のあるところ)	〒		
(ふりがな) 氏名	印	自署の場合は 押印不要です	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号 (日中連絡のつく番号)	自宅・携帯・勤務先:		E-mail:
必要な方との続柄 (□にレ印を記入)	□本人 □夫・妻 □父母・祖父母 □子・孫 □その他()		
本人確認書類 (現住所がわかるもの)	□運転免許証(運転経歴証明書) □マイナンバーカード □保険証 □住基カード □年金手帳 □障がい者手帳 □その他() ※パスポートは不可。		

誰の名前が載ったものが必要ですか

本籍 (徳島市内の本籍)	徳島市		
(ふりがな) 筆頭者	(筆頭者は亡くなられても変わりません)		
(ふりがな) 必要な方の氏名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
使用目的	□パスポート □婚姻 □離婚 □転籍 □[]の相続 □その他()	提出先	

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入して下さい。

月 日届出（出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他（ ））提出先 市区町村

何が必要ですか(□にレ印と通数を記入してください)

□戸籍謄本(全部事項証明書)	通(450円/通)	【相続等で連続する戸籍を請求する場合】						
□戸籍抄本(個人事項証明書)	通(450円/通)	氏名()の						
□除籍謄本(全部) □除籍抄本(一部)	通(750円/通)	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> (出生 婚姻 離婚 転籍) </td> <td>から</td> <td rowspan="2"> (現在 婚姻 離婚 転籍 死亡) </td> <td>までの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(出生 婚姻 離婚 転籍)	から	(現在 婚姻 離婚 転籍 死亡)	までの		
(出生 婚姻 離婚 転籍)	から			(現在 婚姻 離婚 転籍 死亡)		までの		
□改製原戸籍謄本(全部) □改製原戸籍抄本(一部)	通(750円/通)							
□戸籍の附票 □全部 □一部(個人) 必要な住所 ()	通(350円/通)	戸籍が()セット必要。 []は○で囲んでください。						
□身分証明書 ※請求できる方は本人のみ。 委任状可。	通(350円/通)	【その他】						
□独身証明書 ※請求できる方は本人のみ。 委任状不可。	通(350円/通)	氏名()の						
□受理証明書 (届) 届出日(年 月 日) 届出先(本庁・ 支所)	通(350円/通)	M・T・S H・R 年 月 日 ~ M・T・S H・R 年 月 日 までの						
□その他()		戸籍が()セット必要。						

- 【注意事項】
- 徳島市内に本籍のある方のみご請求いただけます。
 - 申請書の内容に不備がありますと発行できませんので、明確に記入して下さい。
 - 手数料として定額小為替を郵便局で購入してください。 ※切手不可。
 - 返信用封筒に切手を貼付し、住所(住民票のある住所)と氏名を記入してください。
※返信用切手は重さによって異なります。できれば予備の切手も貼らずに同封してください。
 - 申請者がご本人であることの確認のため、氏名と現住所(住民票のあるところ)の記載がある次の写しが必要です。
※運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など。ただし、通知カード(紙製)は本人確認書類として取り扱えません。
 - 申請者ご本人以外の方の戸籍等請求の場合、親族関係が徳島市にある戸籍で確認できない場合は、確認できる書類が必要となる場合があります。
 - お急ぎの場合は、速達等でご請求ください。

郵送による戸籍証明書の取り寄せ方

本籍のある市町村役場の戸籍担当課に、次の①～④を同封してお送りください。

戸籍を取り寄せるためには、申請してから受け取るまでに1週間から10日かかります。

① 請求書

この用紙の裏面が請求書になっていますので、お使い下さい。

② 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替(または現金書留)でお送り下さい。
手数料に関しては、切手での支払いはできません。

③ 本人確認書類(有効期間のあるものは、有効期間内のものに限りします。)

運転免許証(運転経歴証明書 ※H24.4.1以降発行のもの)、マイナンバーカード(個人番号カード)、健康保険証(被保険者等記号・番号等が見えないようマスキングしたうえでコピーを取って下さい。)、住民基本台帳カードなどの身分証明書であって、氏名・住民登録地の記載のあるもののコピー(写し)を同封して下さい。

※現住所の記載が裏面にある場合は表面と裏面のコピーを取って下さい。 **※パスポートは不可。**

④ 返信用封筒および返送料

返信用封筒には、請求者の住所(住民登録地)と氏名を記入し、郵送料分の切手を貼って下さい。返信料は、封筒の大きさ・重さによって異なります。請求通数の多い場合などは、あらかじめ余分の切手を貼らずに同封して下さい。速達を希望される方は、速達料金分の切手も貼って下さい。

《 ご注意 》

☆ 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと交付できません。戸籍に名前が載っていない人が請求する場合は、『必要な方との続柄』『使用目的』『提出先』をできるだけ詳しく書いて下さい。また、関係がわかる戸籍謄本等が必要な場合があります。

※ 現在の戸籍は『一組の夫婦と未婚の子供』が基本の構成になっております。例えば婚姻すると親の戸籍から抜け、配偶者とともに新しい戸籍を作ります。このとき氏を変更しなかった方が**筆頭者**となっています。

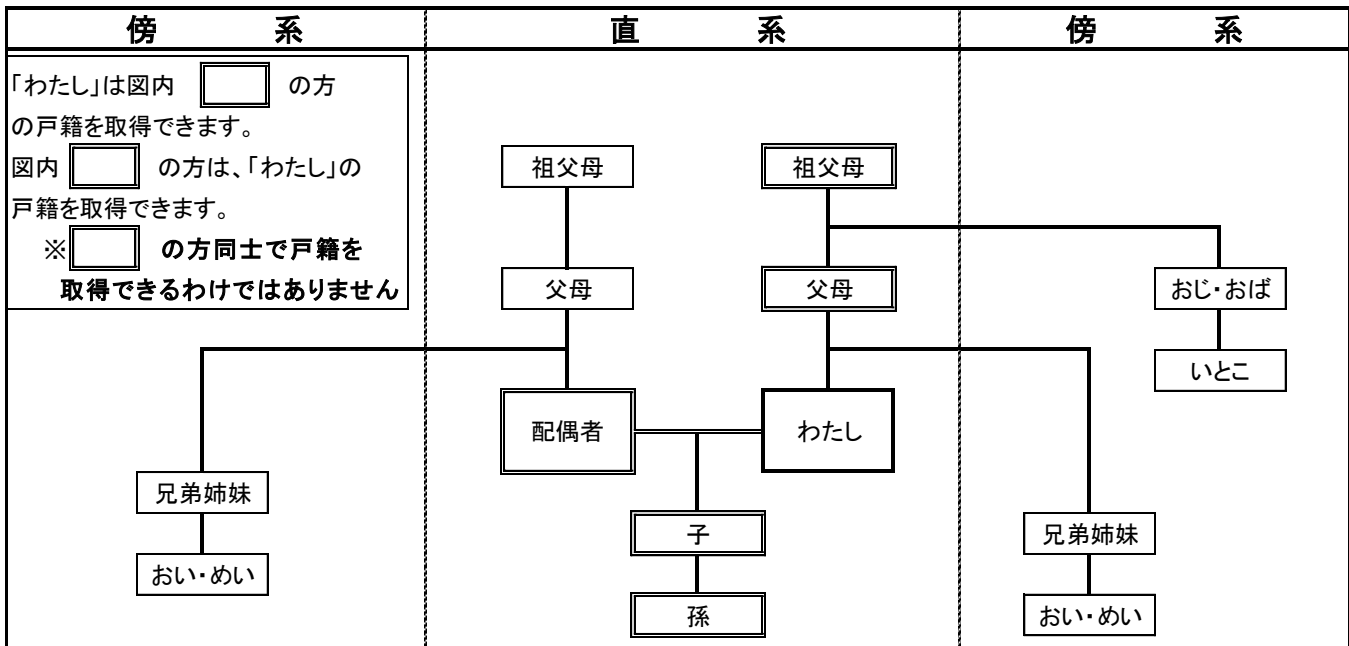
☆ 請求内容に不備があると、請求書をお返しすることがあります。また、手数料・郵送料の立て替えはできません。

☆ 本人から委任されて第三者が請求をする場合は、必ず委任者が自署押印した委任状(誰が誰に何を何通委任するか等、詳しく記入したもの)が必要になります。

☆ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条)

☆ 証明書は、住所地(住民登録地)への送付が原則となります。

☆ 戸籍証明等を取得できる範囲



「わたし」が取得できる戸籍の範囲

- ①「わたし」が載っている戸籍
- ②図内 の方が載っている戸籍

兄弟姉妹の戸籍を取得する場合の注意点

- 兄弟姉妹の戸籍の取得には原則委任状が必要です。
- ただし、次の戸籍については、委任状は不要です。

兄弟姉妹と一緒に、

- ①「わたし」が載っている戸籍
- ② の方が載っている戸籍

配偶者に「わたし」の「父母」の戸籍の取得を依頼する場合の注意点

- 配偶者は「わたし」が載っている戸籍のみ取得が可能です。
- 「わたし」が載っていない戸籍(父母の婚姻前の戸籍等)については、「わたし」からの委任状が必要です。

【お問い合わせ先】

徳島市役所 市民環境部 住民課 作成係

電話 (088)621-5140(直通)
F A X (088)655-8246